

# 学校事務センターだより



## 住民税のお知らせ



学校に勤めている県費負担教職員は、特別徴収（給与天引き）が原則です。

（非常勤講師は除く）

自宅に住民税の払込通知書が届いても 支払いをせず、事務職員にお知らせください。

☆6月給与より、令和3年分の収入に応じた額の住民税が、毎月給与天引きされます。

☆1月1日に住民票がある市町村に、県教委が給与で天引きされた住民税を払います。

☆5月下旬に住民税の決定通知をお渡しする予定です。

## 利用していますか？ ～互助会積立預金～



以前、互助会HPに会員登録すると様々なサービスを受けやすくなるという記事を掲載しましたがその一つに互助会積立預金があります。

毎月の給与から定額を積み立てる「毎月積立」6・12月のボーナス支給時の「臨時積立」の2種類があり、その利率は年0.10%。

大したことのない数字にみえますが日銀発表の普通預金の平均利率の100倍！の金利となっております。

開始するためには預金加入申込書を記入し郵送する必要がありますが、会員登録していればその後は積立額の修正や変更をすぐに行えます。

堅実にお金を増やしたいという方はぜひ積立を開始するか、既に利用している方も増額を検討して良いかもしれませんね。



### お願い

市の登録業者より消耗を購入し請求書を受理してから30日以内に支払いを行う必要があるため請求書を受けとった場合は速やかに事務職員まで提出してください。



## 出張する場合は・・・

家庭訪問、修学旅行・遠足、研修会等さまざまな出張があります。

事前に、旅行命令書を作成し、終わり次第速やかに精算をお願いします。昨年度はみなさまにご協力いただき、スムーズに点検を行うことができました。ありがとうございました。

遠足等の校外活動引率で、明細利用する場合は、計画書や請求書等が必要となります。事務へ提出をよろしくお願いいたします。



## 4月に採用・転勤された方へ

通勤・住居・扶養手当の認定を行い、5月分給与で、4月と5月分が支給できるように、給与データを報告しました。学校事務センターでも確認していますが、必ずご自身でも5月給与明細で正しく2ヶ月分支給されているか、確認してください。手当支給について疑問・質問がある場合は事務職員までお訊ねください。

## 特殊勤務実績簿について



5月分は5月30日(月)が提出メ切ですシステム入力し、6月の給与で支給しますので必ず、提出の期限を守ってください。